

令和 7 年度の施設型給付費等にかかる利用定員の協議について

1 趣旨

平成27年度から施行された子ども・子育て支援法においては、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けている施設・事業者が、財政支援（給付）の対象となるための「確認」を行う手続きが子ども・子育て支援法第31条第 1 項及び第43条第 1 項に定められています。

この「確認」の手続きにおいて「利用定員」を定める際には、子ども・子育て会議で意見聴取することが、子ども・子育て支援法第31条第 2 項及び第43条第 3 項に定められており、今回、令和 7 年度に開所等を見込む施設（小規模保育事業 5 施設、家庭的保育事業 1 施設、幼稚園型認定こども園 1 施設）及び私学助成の幼稚園から子ども・子育て支援法の確認を受ける幼稚園へ移行する施設（1 施設）の「利用定員」について、協議を行うものです。

2 対象施設一覧

施設種別	施設名	施設所在地	事業開始予定日	認可定員							利用定員										
											1 号				2 号・3 号						
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計	3 歳	4 歳	5 歳	合計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
小規模保育事業の新設	ぬくもりひがし保育園	鎌倉市大船六丁目 5 番21号	令和 7 年 4 月 1 日	0	6	6				12				0	0	6	6				12
	さとの森ヴィラ	鎌倉市山ノ内521番地 4	令和 7 年 4 月 1 日	0	6	6				12				0	0	6	6				12
	アトリエし〜はうす保育園	鎌倉市常盤64番地 5	令和 7 年 4 月 1 日	2	4	4				10				0	2	4	4				10
	しあわせいっぱい保育園 深沢	鎌倉市常盤362番地 7	令和 7 年 4 月 1 日	0	6	6				12				0	0	6	6				12
	(仮称) みらいにじいろ保育園	鎌倉市植木183番地 1	令和 7 年 7 月 1 日	3	8	8				19				0	3	8	8				19
家庭的保育事業の新設	育ちあいの家おなり 第二保育室	鎌倉市御成町 6 番12号	令和 7 年 4 月 1 日	1	2	2				5				0	1	2	2				5
認定こども園への移行	鎌倉しろやま幼稚園	鎌倉市城廻479番地	令和 7 年 4 月 1 日	0	0	0	70	70	70	210	55	55	55	165	0	0	0	15	15	15	45
施設型給付幼稚園への移行	ハリス記念鎌倉幼稚園	鎌倉市由比ガ浜二丁目 2 番33号	令和 7 年 4 月 1 日				50	50	50	150	20	20	20	60							0
合計				6	32	32	120	120	120	430	75	75	75	225	6	32	32	15	15	15	115

※いずれの施設も、認可定員の範囲内で利用定員を設定している。

※「育ちあいの家おなり 第二保育室」は、0～2歳全体で5人定員であるところ、便宜上各年齢に割り振って計上した。

3 鎌倉市こども計画との整合性について

今回、設定する利用定員については、鎌倉市こども計画（第 3 期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）において、教育・保育の確保方策として計画しているものであり、当該計画と整合するものです。